

令和4年12月1日三春町議会定例会12月会議を三春町議会議場に招集した。

1 応招議員・不応招議員

1) 応招議員（14名）

1番 本 田 忠 良	2番 橋 本 善 次	4番 新 田 信 二
5番 山 崎 ふじ子	6番 鈴 木 利 一	7番 佐 藤 一 八
8番 三 瓶 文 博	9番 松 村 妙 子	10番 篠 崎 聡
11番 佐久間 正 俊	12番 橋 本 善一郎	13番 影 山 常 光
15番 影 山 初 吉	16番 佐 藤 弘	

2) 不応招議員（なし）

2 会議に付した事件は次のとおりである。

議案第61号 三春町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 三春町子育て支援助成金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第67号 三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 令和4年度三春町一般会計補正予算（第6号）について

議案第69号 令和4年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第70号 令和4年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第71号 令和4年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第72号 令和4年度三春町病院事業会計補正予算（第3号）について

議案第73号 令和4年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について

《議員提出議案》

発議第 8号 「刑事訴訟法の再審規定」の改定を求める意見書の提出について

令和4年12月1日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 本 田 忠 良	2 番 橋 本 善 次	4 番 新 田 信 二
5 番 山 崎 ふじ子	6 番 鈴 木 利 一	7 番 佐 藤 一 八
8 番 三 瓶 文 博	9 番 松 村 妙 子	10 番 篠 崎 聡
11 番 佐久間 正 俊	12 番 橋 本 善一郎	13 番 影 山 常 光
15 番 影 山 初 吉	16 番 佐 藤 弘	

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	永 山 晋	書記	橋 本 和 宜
---------	-------	----	---------

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	宮 本 久 功	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	佐久間 島 宏
税 務 会 計 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	鳴 原 健 二
建 設 課 長	新 野 恭 朗	企 業 局 長	大 内 広 三
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 晃		

農 業 委 員 会 会 長	橋 本 正 亀
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	鈴 木 輝 夫
-------------	---------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和4年12月1日（木曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議日程の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案の提出
- 第 5 町長挨拶並びに提案理由の説明
- 第 6 議案の質疑
- 第 7 議案の委員会付託
- 第 8 陳情事件の委員会付託

5 会議次第は次のとおりである。

（開会 午前10時00分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 おはようございます。

○議長 ただ今出席している議員は14名です。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

○議長 それでは、ただ今から、令和4年三春町議会定例会12月会議を開きます。

○議長 お諮りします。本定例会議の議事日程は掲載した令和4年三春町議会定例会12月会議議事日程のとおりとすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって掲載の議事日程のとおり決定いたしました。

…………… 会議録署名議員の指名 ……………

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番佐藤一八議員、8番三瓶文博議員の両名を指名します。

…………… 会議日程の決定 ……………

○議長 日程第2、会議日程の決定を議題とします。

お諮りします。定例会12月会議日程は、本日より12月8日までの8日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、定例会12月会議の日程は、本日より12月8日までの8日間と決定しました。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある「議場席次図」のとおりです。

また、出納検査の結果について、監査委員より、令和4年度第6回、第7回、第8回の出納検査報告があり、その写しを掲載しましたので、了承願います。

次に、定期監査の結果について、監査委員より報告があり、その写しを掲載しましたので、了承願います。

…………… 議案の提出 ……………

○議長 日程第4、議案の提出を行います。

提出議案は、掲載した議案第61号「三春町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第73号「令和4年度三春町下水道事業等会計補正予算(第1号)について」までの13議案です。

…………… 町長挨拶並びに提案理由の説明 ……………

○議長 日程第5、町長挨拶並びに提案理由の説明を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。議会定例会12月会議の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

全国的に新規感染者数が急激に増加し、第8波に突入したとの認識が示されています。福

島県内においても一日の新規感染者数が、3,000人を超える日もある状況です。

三春町においても、幼稚園・保育所、学校、職場、高齢者施設など集団生活の場面で感染し、さらに家庭内感染するという傾向が続いております。

医療機関も逼迫していることから、町民の皆様には日頃からの備えとして、基本的な感染対策を徹底し、万一の時に自宅で検査ができる備えや、慌てずに自宅療養ができる準備をお願いしております。

また、高齢の方や基礎疾患で治療中の方、乳幼児や妊婦の方など、重症化の恐れがある方については、かかりつけ医に電話で相談していただきたいと思います。

陽性が確認された場合や症状のある方については、外出や人と会うことを控えて、自宅療養に努めていただくようご協力をお願い申し上げます。

現在町では、町内医師や薬剤師、看護師の皆様のご協力により、オミクロン株対応ワクチンの接種を進めております。また、各医療機関ではインフルエンザの流行期を控え、発熱患者等の急増が懸念される中、多くの患者さんの診療やワクチン接種に日々ご尽力いただいております。医療関係者の皆様に心から感謝申し上げますとともに、町民の皆様のご協力を重ねてお願いしたいと思います。

また、年末年始を控え、人が集まる機会が増える季節となります。一人一人が感染リスクに十分配慮した行動をしたうえで、久々の交流をぜひ安全にお楽しみいただきたいと思います。

次に、三春滝ザクラ天然記念物指定100周年記念事業についてであります。

去る10月16日に開催しました記念植樹式及び記念式典は、ご来賓の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様のご臨席を賜り、長年、三春滝ザクラの保全にご尽力いただいた方々の活動を紹介するとともに感謝の気持ちをお伝えすることができました。

また、午後に開催しましたアトラクションでは、町内の小中高校生を中心に結成された「滝ザクラ合唱団」による合唱や中郷小学校「滝桜を守る会」によります滝桜の保全活動の発表、その後の記念映像の上映など、三春滝ザクラの歴史や魅力を改めて情報発信できたと考えております。

記念事業は来年度まで実施しますが、今後も滝ザクラの新たな魅力を伝えていく事業に取り組んで参りたいと考えております。

次に、モンベルストアの出店・誘致に向けた取り組みについてであります。

過日、モンベルからアウトドア環境創出グランドデザインの中間報告を受け、今回の補正予算にアウトドア・アクティビティ拠点施設の設計業務などに係る経費を計上させていただいております。

今後、アウトドア・アクティビティをキーワードとした新たな人の流れを生み出すため、環境整備に向けた取り組みを加速させていきたいと考えております。

また、同時にモンベルとの丁寧な協議も重要と考えており、議会の皆様とも情報を共有しながら、モンベルストアの出店・誘致に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

今年も議会をはじめ、多くの町民の方々のご支援ご協力を賜りましたことに對し、改めて、衷心より感謝申し上げます。

それでは、今定例会に提案しました議案につきまして、その概要を説明いたします。

「条例の一部改正」が7議案、「補正予算」が6議案、合計で13議案を提案させていただいております。

それらの説明につきましては、配布いたしました議案書、議案説明書のとおりであります。
慎重に審議くださいますようお願い申し上げます。

……………・・ 議案の質疑 ・・……………

○議長 日程第6、会議規則第37条の規定により、提出議案に対する質疑を行います。

これは、議案第61号から議案第73号までの提案理由の説明に対する質疑であります。

○議長 議案第61号「三春町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第62号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第63号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第64号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第65号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第66号「三春町子育て支援助成金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第67号「三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第68号「令和4年度三春町一般会計補正予算(第6号)について」を議題とします。
歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 6 9 号「令和 4 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 7 0 号「令和 4 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 7 1 号「令和 4 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

歳入歳出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 7 2 号「令和 4 年度三春町病院事業会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

議案第 7 3 号「令和 4 年度三春町下水道事業等会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

資本的収入・支出全般について質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

…………… 議案の委員会付託 ……………

○議長 日程第 7、議案の委員会付託を行います。

ただ今、議題となっております議案第 6 1 号から議案第 7 3 号までは、掲載した議案付託表のとおり、各常任委員会に付託し審査とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

なお、付託以外の議案についても、各常任委員会において審査されるよう願います。

…………… 陳情事件の委員会付託 ……………

○議長 日程第 8、陳情事件の委員会付託を行います。

陳情事件第 6 号「国に対し『刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書』の提出を求める陳情書」の委員会付託につきましては、掲載した陳情事件文書表のとおり付託することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情事件文書表のとおり、総務常任委員会に付託することに決定しました。

..... ● ● 散会宣言 ● ●

○議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これにて散会します。ご苦勞様でした。

(散会 午前10時15分)

令和4年12月2日（金曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 本 田 忠 良	2 番 橋 本 善 次	4 番 新 田 信 二
5 番 山 崎 ふじ子	6 番 鈴 木 利 一	7 番 佐 藤 一 八
8 番 三 瓶 文 博	9 番 松 村 妙 子	10 番 篠 崎 聡
11 番 佐久間 正 俊	12 番 橋 本 善一郎	13 番 影 山 常 光
15 番 影 山 初 吉	16 番 佐 藤 弘	

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 永 山 晋 書記 橋 本 和 宜

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	宮 本 久 功	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	佐久間 島 宏
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 晃		

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和4年12月2日（金曜日） 午前10時00分開議

第1 諸般の報告

第2 一般質問

5 会議次第は次のとおりである。

（開議 午前10時00分）

..... 開議宣言

○議長 おはようございます。

開会に先立ち、傍聴者の皆さんに申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただきますよう、お願いをいたします。

ただいま、出席している議員は14名です。したがって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

本日は、4名の議員が登壇し、一般質問を行いますので、どうか時間の許す限り傍聴くださるようお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

..... 諸般の報告

○議長 日程第1、諸般の報告をします。地方自治法第121条第1項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある「議場席次図」のとおりです。

..... 一般質問

日程第2により、一般質問を行います。

一般質問は、会議規則第52条の規定により、一問一答方式で質問席において行います。

質問事項は、質問と答弁がよくかみ合うよう、議論となるよう、事前通告制を取っております。また、質問時間は、会議規則第58条の規定により、質問者1人につき、質問全体で30分以内の時間制限であります。

それでは、通告による質問を順次許します。

○議長 13番影山常光議員、質問席に登壇願います。

影山常光議員、第1の質問を許します。

○13番（影山常光議員） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

1点目、広域連携の成果と我が町の取組方針についてお伺いをいたします。

2015年、平成27年度の総務省の「新たな広域連携促進事業」の実施を契機に、中核市である郡山市を含む近隣17市町村が、地方自治法に基づく「連携協約」を締結することにより「こおりやま連携中枢都市圏」が形成されました。

住民が引き続き現在の居住地で生活ができ、利便性を維持向上させ、将来にわたり豊かな地域としての持続を目指したものです。

福島県の中央に位置し、働きやすく暮らしやすい環境と高度な産業や研究機関が集積された「経済県都」として発展してきた、連携中枢都市が近接の市町村と連携して、人口減少・少子高齢化社会においても、一定の人口を保ち活力ある社会経済を維持・牽引する圏域を形成するものです。

今後、人口減少が進むと、社会保障費の増大など、単独市町村では、これまでどおりの行政サービスを維持することが難しくなります。次のように掲げられております。

まず1点、産業、広域観光などの経済成長の牽引、次に、医療、公共交通網の高次都市機能の集積・強化、そして、福祉、教育、災害対策、人材育成などの生活関連機能サービスの向上です。これらについて、近隣市町村が協力して行政サービスの維持・向上を図ることとされています。基本となる町の考え方、方針について、次の質問をいたします。

まず1点目。2019年、令和元年度から令和5年度までの5年間の計画の中で、現在は中長期目標期に当たっており、産学官連携、市町村間連携を本格化させ、住民が圏域形成メリットを実感できる、各市町村の主体的なまちづくりによる将来展望の実現に相互に資する時期となっております。こおりやま広域圏形成の成果・効果について、現在の状況を伺います。

2点目。今後の長期目標期に当たり、公共交通網、高次都市機能の集積・効果について伺います。我が町は、東北・磐越自動車道、東北新幹線や鉄道網の結節点から最短のアクセス圏に位置しながら、主要県道などの交通網の整備に広域連携効果が発揮されているのか。デジタル社会にあっても、通勤通学をはじめ、災害対応、避難路確保など、人の移動の利便性が基本であります。郡山市への通勤通学の割合は、三春町の就労通勤通学者1万21名のうち、3,750名、43%。連携市町村の中では1番多く、次いで、本宮市30%、田村市が17%などとなっております。三春町と田村市からの通勤・通学者約6,000～7,000人が我が三春町を通るということになるわけです。

例を挙げれば、郡山市と接する国道288号、小泉・下舞木地区等の改良要望、さらに県道斎藤下行合線の道路改良の必要、圏域の策定ビジョンの中に、この路線が見つけられなかった。これは残念に思っています。

さらに、町バスの郡山市への乗り入れ・接続など、広域生活バスなど、数多くの課題があるかと思っております。連携中枢都市としての円滑な公共交通ネットワーク・社会インフラ

整備を提言していくことが必要です。今後、どのように広域連携を活用、発展させていくのか伺います。

3点目。冒頭申し上げました国の広域連携促進事業の目指すものは、時代背景の中で、従来から続く団体、協議会なども数多くあります。三春町にとって大きなものは、田村広域行政組合でした。また、滝桜観光対策やモンベルストアの誘致など、三春町から発信すべき政策課題も考えられます。今後は、周辺市町村と多くの接点を持ちながら長期展望に立って、情報交換・政策の共有を図るべきと思います。どのように展開し、メリットを見出していくのか、町長の考えを伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 おはようございます。

1点目のお答えをさせていただきます。「現状でのこおりやま広域圏形成の効果」についてですが、現状での効果・実績といたしましては、町民に直接的なメリットを実感していただける事業として、他の自治体の高齢者学級に参加できる事業や自治体間の図書館を相互に利用できる事業、また、病児病後児保育事業などが実施され、町民にご利用いただいているところであります。

産学官連携においては、今年の2月に圏域を構成する自治体と21の企業・団体によります「公民協奏パートナーシップ」が締結され、今後、産学官連携を推進していくための体制が整備されたところでございます。

また、自治体職員相互の交流や研修による人材育成、災害時における自治体間の職員派遣の枠組みも構築されるなど、様々な分野における連携事業が取り組まれています。

さらには、連携事業に対する国の財政措置も講じられており、様々な分野における連携事業の実施と併せ、一定の効果・成果が上がっているものと認識しているところでございます。

2点目の「公共交通ネットワーク・社会インフラ整備における提言・広域連携の活用」についてお答えいたします。

まず、公共交通ネットワークについてですが、将来を見据えた公共交通ネットワークの構築については、今後、様々な課題があるものと考えております。

鉄道で申し上げますと、JRは赤字路線を公表しており、今後、赤字路線の利用促進などについて、JRや沿線自治体との意見交換の場が設けられることが予想され、また、バス事業についても、隣接する郡山市や田村市とを結ぶ路線バスの在り方を検討する必要性など、様々な課題が考えられているところであります。

こうした課題を解決し、将来を見据えた公共交通ネットワークを構築していくためには、自治体間の連携が非常に重要であり、関係する自治体とのさらなる連携強化を図っていきたいと考えております。

また、社会インフラ整備の提言については、国県道であれば、路線沿線の自治体で構成する期成同盟会やこおりやま広域圏の構成自治体において、国や県に対し、整備に対する要望活動を連携して行っており、今後もこうした取組を継続・強化していきたいと考えております。

3点目の「長期展望に立った広域連携の考え方」についてですが、まず、お質しのありました田村広域行政組合は今年度をもって解散いたしますが、当面はこれまでどおり田村地方1市2町が連携した中でごみ焼却を継続して、並行して、将来に向けた新しいごみ処理体制を協議していくものとしております。

また、田村地方への新たな人の流れを創出することを目的とした観光事業について、田村地方の1市2町で連携して取り組むことで、現在協議を進めているところであります。

いずれにしても、人口減少・少子高齢化が進む中で、自治体それぞれが有する強みを活かし、それぞれの持つ情報を共有し、地域資源を融通し合うなど、地域の枠を超えて連携し、役割分担を柔軟に見直すといった広域連携の視点は、今後ますます重要になってくるものと認識しているところであります。

このため、田村地方における田村市や小野町との連携をはじめ、こおりやま広域連携中枢都市圏による周辺自治体との連携など、今後も様々な分野において、自治体間の連携強化を図っていききたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山常光議員。

○13番（影山常光議員） 丁寧な説明をいただきました。3点目の田村地方1市2町が連携して、ごみ処理を継続して進めていくという考え方については大変賛同するものでございますが、1点、2点目を通して伺いをいたします。

まず、バス事業について。私、町バスについての検討、質問させていただいたわけですが、この中で路線バスの在り方という中でお答えになられたのかと思いますが、この町バス、郡山市への乗り入れ等については、様々な課題、今後検討するというようなことですが、現在、町バス運行している中で、もう既にかなり検討されたのではないのかと。そういうことで、例えば、南前のバス、郡山市のバスと接続できないかとか、あるいは駅まで乗入れできないかとか、そういうことの中で、例えば、隣接町村の区域の中で行政バスが走る場合に、そこの自治体の議会の同意を得なくちゃならないとか、そういうことを今までやってきたかのように考えているんですけども、その辺について、もう少し踏み込んだ説明をお願いしたいと考えております。

さらに、各自治体のまちづくりとか都市計画、そういうものを考えますと、それぞれ、この中心地は市街化にする。周辺地は調整区域にする。あるいは、交通網については環状的に造るとか。ある意味、住民の囲い込みとか、締め出しを防ぐ市町村独自の計画であるとも言えると思うんです。そういう中で広域連携を具現化していくためには、やはり、国・県の力も借りながら自治体の壁を取り除く、あるいは、様々な規制を緩和する方策を考えていく。これは1町村で取り組むのには難しい内容です。そのために、こういう連携、構想ができるわけですから、ぜひ、その強みを求めていくというようなことで、考え方お聞かせいただきたいと思います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 まず、公共交通の在り方、特にバス事業を中心としてというお話かと思います。

まず、路線バスについては、先ほどお話をいただいたとおり、福島交通による路線バスが、郡山・三春間、あるいは、郡山・三春・船引線という2路線がございます。乗車率はあまり最近はよろしくありません。そういったことで踏まえ、新たな交通路線網の検討が必要ということで、福島交通とは最初の段階の話は既に始まっておりますが、具体的にどういう路線にするかという協議はこれからというふうに認識しております。併せて、今お話がありました、例えば、町バスが郡山に乗り入れてはどうかということや、これは従前からございました。議員お質しのとおり、質問の中にもあったとおり、様々な事情で今まで議論が進んでおりませんでした、ここに来て、大分、福島交通との考え方あるいは沿線の

市町村との考え方がある意味歯車が合ってきたものですから、これからはかなり本格的に路線網の再整備の話ができるものというふうに考えております。

いずれにしても、路線を正式に決定するまでには関係者が一堂に会した交通公共会議というものを開いて、その中で、ある意味、利害調整をして進めていくというふうな忍耐要する作業もございますので、そういったものを含めて、まず、やっていくというのが第1点。

そして、住民の方からは、郡山に出るのに例えば中妻地区を通してショートカットで出れないかという話は従前からございます。そういった話も十分に踏まえまして、新しい路線の開設、あるいは、今までの町バスの路線についても、乗車率などの問題も含めまして、全て、もう一度、一から見直す作業というのを至急やっていきたいと、そういうふうに考えてございます。

あと2点目の広域連携のさらなる効果ということでもあります。方向的には全く一緒の考え方をしております。今現在、ある意味、利害関係のない分野から始まっております。観光あるいは職員同士の研修、そういったことについてあまり利害関係はございません。ただ、公共交通の路線網を新しく造っていき、あるいは、様々な施設、特に迷惑施設と言われるようなごみ処理施設、そういったものを共同でできないかというのは本来の広域行政の中で取り組まれてもいい話だというふうに思っております。そういったものを含めると、さらにもう一段深堀りをした関係を構築するというのは必要だというふうに思っております。いずれにしても、そういった機会はこれから幾つかあるというふうに考えておりますので、三春町としても広域圏として取り組むべきだという発言は積極的にして参りたいと思いますし、各市町村が抱える問題もほとんど同じであるというふうに考えておりますので、そういった中で、ご提案のありました規制緩和の要請なども、連携した自治体が団体で、時には国・県と交渉する、そういった場面もこれから出てくるものと。逆に言うとそういった場面を作るような努力をこれからも町としてしていきたい。そういうふうに基本的に考えてございます。以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○13番(影山常光議員) それでは、次の質問に入ります。

町防災行政無線と全国瞬時警報システムJアラートについてお伺いをいたします。

我が国は、これまで地震・台風・豪雨・津波など多くの災害に見舞われてきました。平成23年の東日本大震災をはじめ、平成26年の御嶽山の噴火、平成30年の西日本豪雨など多くの自然災害が発生しております。

国及び地方公共団体は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、防災行政無線の構築を推奨しました。

防災行政無線は、県及び市町村が地域防災計画に基づき、それぞれの地域における防災、応急救助、災害復旧に関する業務に使用することを主な目的とし、併せて、平常時は一般行政事務にも使用できる無線局です。県内においても、59市町村中48市町村、81%が整備され、我が町の運用状況については、近隣市町よりお褒め、賞賛を受けております。

一方、東南海・南海地震、東海大地震、首都直下型地震、それらの発生も懸念されている中、さらに、緊迫傾向にある国際情勢下にあって、有事の際に住民が適切な避難を速やかに行うため、住民に正確な情報を迅速に伝達することが重要であることから、Jアラートの整備が推進されております。Jアラートは、弾道ミサイル攻撃に関する情報や緊急地震速報、

津波警報、気象警報などの緊急情報を、瞬時に住民に伝達するシステムであります。

次の2点について、伺います。

まず1点目。屋外拡声器の配置状況について、「いつも屋内にいるわけではない」、「自宅周辺でも聞こえないところがある」という声があります。今後、地形などを考慮しながら調査検討する考えはあるか伺います。

2点目、Jアラートのテスト放送を聞いたとき、町民はどう考え、どう行動すればよいのか考えると思います。Jアラートの仕組みや、避難行動について、どのように町民に理解してもらうべきか。国からは、どのような説明がなされているのか。町民には、どのように周知されているのかお伺いします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 お答えいたします。

1点目の防災行政無線は、災害時や災害の発生が予想される場合の災害放送や、行政の普及と周知のために行う行政放送などを、電波を通して町民の皆様に情報をお伝えするための重要な設備であります。

地域全体に情報を提供するために必要な音量で放送しており、屋内は戸別受信機で、屋外は屋外拡声子局いわゆる屋外スピーカーを通じてお伝えしております。

屋外スピーカーにつきましては、地形や集落状況のほか、周辺の屋外スピーカーとの位置関係等を考慮し、現在町内22か所に設置しております。

屋外スピーカーによる放送が聞こえないという声の対応につきましては、実態調査を実施したうえ、全方位かつ広範囲に音を伝える高性能スピーカーの導入について検討を行い、放送の聞こえづらい地域の解消に努めて参りたいと考えております。

2点目の全国瞬時警報システム、通称Jアラートの仕組みについてであります。外国からの弾道ミサイル攻撃に関する情報や、緊急地震速報などの災害情報を、国が地域衛星通信ネットワークを用いて、町の防災行政無線を自動的に起動させ、町内全域に情報を伝達するものであります。

国では、瞬時に行動を取らなければならない弾道ミサイル飛来による避難行動について、ミサイル着弾時の爆風や破片などによる被害を避けることが重要であることから、屋外にいる場合には、近くの頑丈な建物に避難し、近くに適当な建物がない場合には、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守っていただくことを周知しております。一方、屋内にいる場合には、できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動していただくことを周知してございます。町では、年に4回ほど国が行う訓練放送の際に、防災行政無線や公式LINEで事前周知を行うとともに、緊急地震速報などの災害時や弾道ミサイル発射時の行動について、町のホームページで周知を図っております。

また、国民保護法に基づく三春町国民保護計画を策定し、平素からの備えや予防、武力攻撃事態等への対処などを定めております。

今後は、これらも町ホームページに掲載し、町民の方に広く周知を図って参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山常光議員。

○13番（影山常光議員） 再質問をさせていただきます。

国においても、誤報やあるいは不確定の部分があるように聞いてもおり、また感じられて

おります。三春町においては、随時、町民が知っておくべき情報についてはお知らせをいただく。町の情報を聞いていれば、知るべき最先端の情報は得られる。そのような解釈でよろしいか、お伺いします。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 町民の皆様に知っていただきたいという情報につきましては、速やかに防災行政無線等を通してお知らせをしていると思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、13番影山常光議員の質問を終結します。

○議長 10番篠崎聡議員、質問席に登壇願います。

篠崎聡議員、第1の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) 議長よりお許しを得ましたので、さきの通告書の内容に基づきまして質問したいと思います。

それでは質問していきたいと思います。

第1は、ごみ収集カレンダーについてということになります。

町では、新年度が始まる前に、こういったごみ収集カレンダーというのを町内会を通じて配布されております。全戸に配布しています。しかし、こちらの方、ごみ出しのルールが非常に煩雑ということで、いまだにルールどおりにごみ出しができていないというようなことになっている状況です。例えば、町指定のごみ袋を使わないで、そのままごみを出したり、指定日と違う日にごみを出したりといったことが散見されております。そういうことは、自治体とか、町内会において周知徹底すればいいような問題だと言ってしまえば、それっきりかということもあるかもしれませんが、ごみ問題につきましては、そういったことは一概に言えないものと私は思っております。

それでは伺います。

1点目ですが、カレンダーのプラスチック・資源・有害・燃えないなどが非常に分かりにくいということになっております。それは、なぜでしょうか。

2点目ですが、日によって、人によって、プラスチックごみと資源ごみ、有害ごみを出したりといろいろあります。例えば、こちら、見えにくいかもしれませんが、こちらにちょっと作ってきました。カレンダーに問題があるのではないかと。月によって回収品目が違ってきます。これ岩江地区の10月と11月の抜粋したものなんですが、10月11日は資源で、10月25日は、プラスチックと資源と有害ごみと燃えないごみになっています。11月15日は何もない。プラスチックだけ。次の週が資源と有害ごみで、最終週が燃えないごみというような感じになっております。そういうことになっておりまして、大体月の後半は特定ごみなどを含めて4点セットということにならないかということです。こういった燃えないごみが1点ぼろっとありますと袋を詰め替えて出してみたり、1週間保管してみたりというような、ごみ当番の方がちょっと苦勞するということがあります。ちなみに、ごみの収集カレンダーは、ウェブ上でも三春町のごみ収集カレンダーでも確認することができますということなので、もし、こういったごみカレンダーなくされた方がおられましたら、ウェブ上でも確認できますので、十分承知の上、ごみを出していただきたいと思います。町の方では、どのようにお考えになっていますでしょうか。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

佐久間住民課長。

○住民課長 第1の質問についてお答えいたします。

1点目と2点目の質問につきましては、関連しておりますので、併せてお答えをさせていただきます。

初めに、三春町のごみ収集体系について、説明させていただきます。

収集区域につきましては、旧町A区域、旧町B区域、旧町C区域、沢石・要田・御木沢区域、岩江区域、中妻・中郷区域の6つに区分しております。

資源ごみにつきましては、平成7年度から分別を開始しまして、毎月第1週と第3週の区域と毎月第2週と第4週の区域があり、さらに火曜日と水曜日に区域を分けて収集しております。町全体で考えますと、第1週から第4週までの火曜日・水曜日は資源ごみを収集していることとなります。

また、燃えないごみにつきましては、毎月最終週の火曜日・水曜日となっております。

例を申し上げますと、岩江地区につきましては、毎月第2週と第4週の火曜日が資源ごみの日となっております。そこに第4週目には有害ごみを収集し、燃えないごみは毎月最終週の火曜日に収集するため、1年のほとんどが4週目に重なり、プラスチック、資源、有害、燃えないごみの4セットで収集することになります。しかし、令和4年の5月、8月、11月は第5週があったため、4点セットでない回収となります。

この分別と収集日については、20年以上続けており、ごみ集積所での役員さん、当番員さん等の清掃確認作業のご協力もあり、町民の方々にはご理解をいただいていると認識しております。これらのことから、収集日を変更するとした場合は、町内全域に周知期間が必要となることから、変更はせずに、転入されてきた方へのごみ収集カレンダー、ごみ減量分別ガイド等の配布、併せて、町広報やホームページ、福島県環境アプリの活用など、さらなる周知徹底を図って参ります。

また、高齢の方などへは地区サロン等での出前講座を検討して参りたいと考えております。

今後、少子高齢化、人口減少が進行する中、自らごみ集積所にごみを出すことが困難な方への戸別収集の拡充、分別・収集体制の見直しを検討して参りたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

篠崎聡議員。

○10番（篠崎聡議員） それでは再質問なんですけども、こちらのパネルでもあるとおり4点セット、あと答弁でもあったとおり、こちらのほう、今年度なんですけども、岩江地区、4点セットの場合は9回で、燃えないごみ単体の場合は3回ということで、非常に燃えないごみの単体で出す日が少ないということで、勘違いして、この4点セットで持ってきてしまつて、資源ごみと有害の日に燃えないごみを持ってきてしまつて残るというパターンがあります。20年以上このパターンできているということですから、逆に言えば、20年以上、こういった清掃作業、当番になって取り残されたごみを自分の家に持ち帰ったり袋を詰め替えたりしているということが続いているということも言えるのかもしれない。ということで、もし、町内会とか自治会、そういったところから「実はこういうことがあって困ります」ということがあって話が出た場合は、どのくらいの期間があれば周知徹底できるのか、回答願います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長　まず、どうして、こんなに複雑な収集方法になったのかというのをちょっと振り返ってみたいと思います。今の収集方法になったのは、平成7年でした。ちょうど三春町が福島国体でアーチェリー会場に選定された年であります。そのときに原型ができております。

その後、様々な法律改正がありました。容器包装関係の分別リサイクル法ができ、その後、家電リサイクル法ができ、最近では小型家電のリサイクル法ができ、そして、つい最近になりますけれども、プラスチック類は素材として集めましょうということで、かなり急ピッチで資源回収、素材回収に向けて国が動き出した、そういった背景がございます。その都度、収集分別方法が増えていきまして、現在の形になったということでもあります。

当然、なかなか暗記できるような内容でありませんので、ごみ収集カレンダーというのを最初に作りまして、作った当初は写真入りで作りまして、混乱を避けるような努力をして参りましたが、ある程度慣れていただいたであろうということで、現在の形式に落ち着いたという経緯がございます。ただ、今、議員お質しのとおり、そうはいつても、まだまだ混乱が続いていますよということでもありますので、その部分については、特に掃除当番の方が自宅に持って帰るというご苦勞をされているという部分については、これはまた別の対応、担当課の方から連絡をさせますので、そういった対応をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、先ほど担当課長より答弁がございましたとおり、答弁の一番最後のほうで、これからは少子高齢化、特に高齢化が大変になってくる。ごみ出しが容易でなくなる時代が必ず来ます。究極の収集体制としては1件1件収集する戸別収集が究極の形だというふうに思っております。併せて町内のスーパーマーケットでやっておられるような拠点回収、これの2本立てでいくのが最終形だというふうに今思っております。現在、三春町では、沢石地区まちづくり協会の協力をいただきまして戸別収集の試行をやっているところでありますが、まだ、しばらく時間はかかります。全町に広げるまでには、まだしばらくかかりますので、それまでの間、大変申し訳ないんですが、分かりやすいポスターの作成にまた努力をさせていただく。そして、なかなか混乱が収まらない集積所については、別途担当課のほうに職員を派遣させますので、そういった現場でのお話し合いなどさせていただいて、いましばらくは現在の収集方法にご協力いただきたいというふうに思っております。

再度申し上げますが、将来は高齢化がますます進展して参りますので、既に高齢者だけの世帯には戸別収集入っておりますが、そういったものを全町に広げていく、あるいは拠点回収を広げて皆さんの不便を解消していきたいというのが基本にございますので、いましばらくの収集方法を協力お願いしたい。これが答弁でございます。

○議長　質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長　第2の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員)　それでは第2の質問に移りたいと思います。

町の財務書類についてです。国の財務書類は、いまだ現金主義ということで、単式簿記で原則公開されているというような状況になっております。一方、地方自治体の場合は、平成28年の決算から、総務省の地方自治体の「統一的な基準による地方公会計促進について」という通達がありまして、固定資産台帳の必要性、団体間の比較を可能にするという観点から、「統一的な基準」による財務諸表を作成するようという要請をされております。当町も、基準に合った財務書類の作成をして公開しているというのは、私の方も存じておりますが、発生主義による複式簿記で、日々の財務書類、例えば、総勘定元帳、仕訳帳など適

切に記載されているのでしょうか、お伺いします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

菊田財務課長。

○財務課長 第2の質問にお答えいたします。

総務省から示された「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」に基づき、各自治体は財務書類を作成し、財政及び資産・債務の状況を把握・分析して財政運営に活用を図ることとされています。

本町におきましても、固定資産台帳から得られるストック情報や発生主義に基づくコスト情報など、これまでの現金主義に加えた財務書類を作成し、公表しているところでございます。

ご質問の、日々の財務書類でございますが、町では予算編成から予算の執行及び決算に関する財務システムの中におきまして、財務書類作成と連動するシステムを導入しております。伝票起票を伴わない減価償却や除却などの非資産仕訳以外につきましては、予算科目と勘定科目がひもづけられており、歳入の調定票や収入票、歳出の支出負担行為票や支出命令票等の伝票の入力ごとに、自動的に仕訳がされております。それらに基づきまして、総勘定元帳や仕訳帳などの財務書類につきましても、適切に記載がされております。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第3の質問を許します。

○10番(篠崎聡議員) それでは、最後、第3の質問に移りたいと思います。

次は、町の予算編成についてになります。

毎年、町長名で予算編成の方針という文書が発信されておりました、そのように町職員の方は予算計上をしておられるのかなというふうに思いますが、令和3年度の決算では、予備費充用が14件、費目流用が42件ありました。予備費に関しましては、予算にない予期せぬ支出ということで、致し方ないのかなというふうに思いますが、費目流用が42件も発生しているというのは、ちょっと多いような気がします。制度上、費目流用は認められているということで、議会の方でも決算は承認されておりますが、あまり費目流用が多いと予算計上のときの試算が甘いのではないかというふうに思われるかもしれません。令和4年度も適正な予算執行がされていると思いますが、決算のときが少し、ちょっとどうなるか、表現はおかしいかもしれませんが、楽しみな状況となっております。令和5年度は、町長名の予算編成の方針にのっとった、適正な予算計上で進められていますか。質問します。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

菊田財務課長。

○財務課長 では、第3のご質問にお答えいたします。

令和3年度の予備費充用や費目流用の件につきましては、定例会9月会議の決算認定の際にご指摘いただきまして、ご説明申し上げましたとおり、予備費充用においては、滝桜支柱修繕工事費や堆肥センター堆肥仮置場用パイプハウス設置工事費、新型コロナウイルス抗原検査費用など、予期せぬ緊急に対応すべき事案が発生し予備費を充用したものでございます。費目の流用につきましても、オリンピック・パラリンピック大会や、全国及び東北大会出場の激励金、職員の超過勤務手当等の人件費など、緊急に対応すべき事案に対するため、流用したものであり、予算計上時には見積もることができなかった事案が発生したことによるものでございます。しかしながら、地方自治法上認められている予算執行上の処理ではありま

すが、いずれも安易に対応すべきではないことに留意し、今後も適正な予算の執行に努めて参りたいと考えております。

また、令和3年度決算時にご指摘いただきましたことを踏まえまして、令和4年度につきましても、適正な予算執行に向けた注意事項について、全職員に周知を図ったところでございます。

最後に、令和5年度予算編成につきましては、予算編成打合せ会におきまして、予算編成方針の内容の説明をした上で、これまでの実績や今後の需要見込みも踏まえ、予算積算の精度を高め、安易に前年度同額を計上することのないよう十分に精査をするよう留意事項として説明したところであり、現在各課において、予算編成方針にのっとり適正な予算積算を進めているところでございます。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、10番篠崎聡議員の質問を終結します。

ここで15分の休憩をいたします。再開は11時10分。

……………・・ 休 憩 ・……………
(休憩 午前10時55分)
<休 憩>
(再開 午前11時10分)
……………・・ 再 開 ・……………

○議長 休憩前に引き続き、再開します。

9番松村妙子議員、質問席に登壇願います。

松村妙子議員、第1の質問を許します。

○9番(松村妙子議員) さきに通告しました2件について質問をさせていただきます。

1点目、部活動の地域移行について。

2020年9月に文部科学省が出した「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」では、2023年度から休日の地域移行をする方向性が示されております。部活動の地域移行とはどういうことなのか。部活動といえば、学校で生徒が顧問の先生から指導を受けて行われてきました。これを地域の指導者に委ねていこうという取組であります。具体的には中学校の休日の部活動です。国が打ち出した方針では、来年度から段階的に始め、3年間で休日については完全な移行を目指して参ります。そこで、国が来年度から公立中学校の休日の部活動の指導を段階的に教員から地域のスポーツクラブなどに移行することについてお尋ねいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 質問にお答えいたします。

国では、公立中学校の運動部活動を地域に移行していくために、令和5年度から令和7年度末を目途とし、まず、休日の部活動から移行させることとしております。

中学校における部活動は、生徒がスポーツに親しむ機会を確保するとともに、活動を通じ、責任感や連帯感を育み、自主性の育成にも寄与するものであります。また、人間関係の構築や自己肯定感の向上など教育上の意義も認められております。

一方、少子化の進行により、現状の部活動を維持していくのは難しい状況が全国各地で見られております。また、教師にとりましては、競技経験がない種目の指導や休日の指導などの負担があり、今のままでは部活動を継続していくことに大きな課題があると考えられております。

このような部活動の意義と課題を整理した上で、国としましては、子どもたちが継続してスポーツに親しむ機会を確保するとともに、教職員の負担軽減を進めることで、学校教育の質を向上させること、地域のスポーツ団体や指導者と学校とを十分に連携することなど、地域における持続可能で多様なスポーツ活動を一体的に整備し、子どもたちに多様な体験機会を確保することなどを目的としまして、部活動の地域移行を進めることとなっております。

このような国の方針を受け、教育委員会では、令和5年度、地域連携が可能な部活動から実施することを目指し、中学校の部活動の指導に意欲的な方々がいらっしゃる、スポーツ少年団と協議を開始し、各学校との連携を踏まえて、この実現に着手し始めたところであります。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○9番（松村妙子議員） 現状で、既にこのスポーツ庁のガイドラインにおいては、週2日の休養日もしくは土日どちらかを休養日であるということが望ましいと書かれております。自治体によっては、さすがに細かい部分は、違うところはあると思うんですが、大抵の中学校、三春もそうだと思うんですが、土曜日部活動が開催されたら日曜日は休養日であると、そういう形でなっているかと思います。

そこで、公立中学校の運動部、全体的なことをちょっとお聞きしたいと思いますが、町立三春中学校の現状は、どのような部活があるか、また、人数的に成り立っているというか、部活動がなされているのか、その辺をちょっとお聞きしていきます。よろしく願いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 お答えいたします。

現状ですが、男女別と考えますと、三春中学校の運動部の数は13ということになります。それから岩江中学校の数は6という数になります。そのうち部員の数が増減することによって他校と合同チームを組むという形を取っているのが、三春中学校で2つの部活動、岩江中学校で2つの部活動ということが町内の現状であります。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○9番（松村妙子議員） だんだんと自分のところで部活をやっていくというのが難しくなってくるのかなと思います。合同でとなると、やはり、三春から他校に送迎というか、そうするとそれぞれ個人で保護者さんが送迎するようになると思うんです。かなりこの辺もちょっと負担になってくるのかなというところもあると思います。

先ほども最後に答弁の中にありました、町のスポーツ少年団と協議を開始しているというところであるんですが、今後、指導者を養成していくという、そういう考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長 当局の答弁を求めます。

添田教育長。

○教育長 地域の指導者の養成ということについてお答えさせていただきます。

町内のスポーツ少年団の指導者をはじめとして、町内には各種の競技指導の経験がある方、あるいは、部活動等で十分それぞれに競技に精通している方々がおられます。教育委員会といたしましては、こういった方々へ人材バンクという形で数多く募集をして、その人材バンクの中から、現状、中学校で、ぜひ、この種目にご指導いただきたいというような部活動とマッチングをさせることによって、部活動への協力体制をしっかりと作っていくということから始めております。また、こういった方々、学校の先生とは違った立場で部活動のご指導をいただくということになりますので、そういった子どもたちへの関わりといった内容について、講習会や研修会を適宜開催させていただいて、各それぞれの部活動に気持ちよく入っていただくための準備も進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 第2の質問を許します。

○9番(松村妙子議員) 第2の質問に入らせていただきます。

男性用のトイレにサニタリーボックスを設置してはどうか。

国立がん研究センターが2018年にまとめた統計によりますと、前立腺がんと診断された男性は9万2,000人、膀胱がんは約1万7,500人に上ります。近年、前立腺がんや膀胱がんなどの増加に伴い、男性で尿漏れパッドを着用する人が増えていますが、男性用の個室トイレには、ほとんどごみ箱がないため、使用した尿漏れパッドの捨て場所に人知れず苦勞している男性も多いようです。前立腺がんの摘出手術を受けた人の大半は術後のしばらく、脳のコントロールが難しく、尿漏れパッドが必要だそうです。そのほか膀胱がんの手術やその他の疾患でも尿漏れパッドが必要な男性は少なくありません。では、今までどうしていたのか。やはり、捨てる場所がないので、ビニール袋に入れて、それを持ち帰る人がいたようであります。多ければ、250ccぐらいの水分も含み、臭いもする尿漏れパッドを外出先から家まで持ち帰るのは、神経も使い大変なことであります。男性特有のプライドでしょうか、人に知られたくないという心理もあって、このような問題はあまり表立って語られることがありませんでした。私自身も本当に認識不足で、こういうことで悩んでいるという方がいるということをあまり知るところではありませんでした。そこで、皆さんは、サニタリーボックスと呼ばれるごみ箱をご存知でしょうか。女性の方であれば知っているかもしれませんが、男性の方はあまり聞き慣れない方もいるかと思います。男性への認知度が低いサニタリーボックスですが、現在、男性用トイレの設置が各地で広まっております。町の公共施設における設置状況はどうか、お尋ねいたします。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 お答えいたします。

初めに、現在の町の公共施設における設置状況でございますが、役場、まほら、さわやかトイレの男性用トイレにはサニタリーボックスは設置してございません。

サニタリーボックスを設置する動きが各地で広まっている背景といたしましては、先ほど議員さんからお話がありましたように、前立腺がんや膀胱がんの手術の影響で、おむつや尿漏れパッドを使用する方が増加していること、または、トランスジェンダーの方への配慮などが挙げられております。町といたしましても、必要性が高まっていることを踏まえ、利用

者が安心してトイレを使用できますよう、役場庁舎、まほら、さわやかトイレの男性用トイレにサンタリーボックスを設置したいと考えております。

また、今後の利用状況を見まして、他の公共施設にも設置するかどうかを検討して参りたいと考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○9番（松村妙子議員） ただいまいただいた答弁の中で、トランスジェンダーの方への配慮とありましたが、これはしっかりと望ましいことであると思っております。サンタリーボックスを設置していただけるということではありますが、このサンタリーボックスをただのごみ箱と間違えてしまうことを心配しております。サンタリーボックスの設置理由が分かるように表示していただければ、どういった人がどのように利用するか誰でも分かるようになると思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 どこに設置してあるかということも必要だと思しますので、設置場所それから設置理由等について、お知らせをしていきたいと思っております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

松村妙子議員。

○9番（松村妙子議員） 今の答弁ですと設置場所が分かるようにということだったんですが、男性用トイレの個室の方に設置していただけるのかなとは思いますが、それを設置していただいて、今までない物があるとなると、やっぱり、なかなかこうね、何でもごみ捨てていいのかなということになってしまうと思うので、設置してある上の部分にでも、設置理由とか、こういうのを利用されている方のごみを捨てるようなものと分かるように表示していただくことが大事かと思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○議長 当局の答弁を求めます。

伊藤副町長。

○副町長 議員さんから今お話あったような内容で表示をしていきたいと思っております。

○議長 質問があればこれを許します。

（ありませんの声あり）

○議長 以上で、9番松村妙子議員の質問を終結します。

○議長 15番影山初吉議員、質問席に登壇願います。

影山初吉議員、質問を許します。

○15番（影山初吉議員） さきに通告しておきました1件について質問をいたします。

財政健全化について質問をいたします。

近年、資材・電気・燃料等が高騰しております。その中で町では大型事業が相次ぎます。将来に負の遺産を残さず、町民サービスを低下させずに、今後数年どのような予算編成に取り組むのか伺います。

○議長 質問に対する当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 ご質問にお答えいたします。

国際的な原材料価格の上昇や、原油価格・物価高騰による影響により、住民生活や地域経済は厳しい状況が続いております。

そのような中ではありますが、ご指摘のとおり、町では、現在、子育て支援の充実を図るための幼保連携型認定こども園の建設をはじめ、地域の特性を生かしたアウトドア観光を目的とした企業誘致として、アウトドア・アクティビティ拠点施設整備等の大きな事業に一部着手しているところでございます。

これらの大型事業の実施につきましては、町民サービスを低下させないためにも、財源の確保が重要となりますので、国の交付金事業を活用するため、具体的に県との協議を進めている事業もございます。

投資的的事业につきましては、後年度において、交付税措置のある有利な起債を優先し、計画的な借入を検討しております。

なお、財源確保のための起債により借入金の残高が膨らむこととなりますが、将来にわたって利用される施設の整備については、現世代と後世代の負担を分かたすための世代間の公平性を確保するものとされておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、今年度改訂しました中期財政計画において、実質公債費比率などの財政健全化の指標は、一時的に上昇することも想定しており、中期的な財政収支の見通しを立て、財政運営の健全化を確保するための方策などについて、見直しを行ったところでございます。

今後数年、どのような予算編成に取り組むかについてですが、中期財政計画におきましては、歳入面では人口減少や新型コロナウイルス感染症等の影響により、税金など一般財源の大幅な増加は見込めないこと、歳出面では、大型事業に加え、公共施設等の大規模改修や処分、防災対策、高齢者や障害者福祉等の社会保障制度に要する経費の増加が避けられない状況で、さらに厳しさを増してくるものと見込んでおります。

厳しい財政見通しであっても、今後見込まれる財政需要や災害等への備えとして、財政調整基金をはじめとした基金残高を一定程度確保するとともに、事業全般において、緊急度・重要度などの観点から再検証を進め、前例を踏襲することなく、取捨選択を行うなど、行財政改革を推進し、将来にわたり健全な財政基盤の確立に取り組んでいきたいと考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉議員。

○15番（影山初吉議員） 再質問をいたします。

今、答弁の中で、将来的に投資をしなくてはならない、多少起債が増えてもやることはやると。そのためには有利な財源を確保して取り組む。そのために住民サービスは低下させないと。そういう中で、財政健全のために中期財政計画、令和4年度ローリング、この中から質問させていただきます。

まず、今の答弁の中で、人口減少の中で、歳入、自主財源、依存財源とも多くは望めない、減少するであろうという答弁であります。そのとおりでと思います。そういう中で、問題は歳出です。大型事業に取り組めるということは、私たちも喜びとするところであります。そういう中で何点が質問をいたします。

まず、歳出であります。普通の会社は、ちょっと景気が悪くなると人件費を削るということが1番先やりますね、人員削減ですね。そういう中で、町では、職員数、あまり触れたいではない事例ではあります。あえて質問させていただきますが、元年度は職員数147、

令和3年度が166、令和7年度が179と見込んでおります。これは条例で定数が定められておりますので、これは問題ないと思うんです。ただ、3年度と4年度では13人増えています。職員が増えれば普通は会計年度任用職員、これは俗に言う臨時職員ですね、これが減るはずなんです。それが令和3年度は111人、7年度は116人、プラス5、5人増えてんです。

そこで第1の質問ですが、今、パソコン導入やタブレット導入、または、予算の中で委託事業がかなり増えています。そういう中で、なぜ、これだけ人を増やさないといけないのか。職員数が令和3年度では人件費が13億6,900万、約町税に匹敵します。令和7年度には15億1,900万、人件費だけでも、ここで1億5,000万増えます。そこで、なぜ、これだけ職員数を増やしたのか。

2点目。基金残高が令和3年度約35億円。令和7年度が25億円でマイナス10億円あります。それで現在、令和4年10月末日の基金残高が43億7,300万円なんです。その中で財政調整基金が13億8,000万、中期財政計画の中で35億ぐらいですよというローリングをしたんです。それにもかかわらず43億7,300万円の基金残高。これは多いのにこしたことはないんですが、なぜ、こういう金額になったのか、2点目伺います。

それと財政調整基金、令和3年度で10億円、令和7年度で4億円、マイナスの6億円あります。町では、最低5億円は財政調整基金がなくてはならないと。それは収入の減少などがあった場合のために2億円、災害などに対応するため3億円、計5億円ぐらいは残さなければならないというような財政計画の中で、令和7年度は、なぜ、4億円まで減らさなくてはならないのか、これが3点目。

次、町債の残高。町では一番多いときに132億円ぐらいあったと思うんですが、それを徐々に減らしまして、令和3年度は77億3,600万、町の借金です。これが7年度は85億1,400万。プラスの7億1,400万町債が増えます。今の答弁の中で、増やしても、将来投資のためにやらなくてはならないというのは承知します。しかし、長期計画で7年後に財政調整基金も減らす、借入残高は増える。これで本当に財政健全化が図られるのか。その4点について伺います。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 4点質問をいただきました。1点ずつお答えしたいと思います。

まず1つ目、いわゆるITが発達してきた中で、どうして職員を増やす必要があるのかということだと思います。これについては、ちょうど過渡期だというふうに認識しております。過渡期とは、どういうことかということなんですが、何年か前、財政危機、全国の自治体になったときに職員数の採用抑制をしております。ちょうど就職氷河期という表現をされましたが、その時代の職員は今町役場で言えば、ちょうど中堅、40代前後に分布しておりますが、そういった人が少ない。この年齢層というのは、実は、会社、企業でも、役所でも同じなんです。中堅を担う人たちです。ここの職員が非常に少ない。この部分については、中途採用などで補充をしております。一方、働き方も変わっております。育児休業、男子女子を問わず十分に取れるようにというふうに時代背景が変わっております。そのためにどうしても補充しなくてはいけない事情があるということをまずご理解いただきたいと思います。

さらには、財政需要が非常に増えております。高齢化が進んで、いわゆる高齢者の方の様々なご要望に添えていくためには、マンパワー、人間の力でないとどうしてもやれないこともあります。そういったものに対する職員を増やす必要がある。ただ、これは将来に向けて、

ずっと、このままでいいという形というふうには思っておりません。そのために、今回のコロナ交付金などを最大限に活用して、様々なIT関係のシステムや機械を導入しております。審査業務などをどんどん機械に置き換えて、そこに携わる人数を減らしていこうということで、もう既に進めております。ですから、この数年間は、一時的に職員数は増えますが、内容については徐々に機械化あるいはIT化が進んでいって、審査業務などについては、かなり人手が省けるというふうな見通しを立てております。並行して職員の定年延長などもございますので、そういった部分で人件費が下がっていく部分もございます。マイナスばかりではございません。ある意味、世代間のバトンタッチの時代になっているものですから、その中で職員の定員数をきちんと守りながらも後継者を育てていかなくちやいけない。併せて行政需要に応じていく。そういった時期に当たりますので、ぜひともご理解をお願いしたいというふうに思っております。

2番目、あと3番目の基金残高あるいは財調が少し心細いんじゃないかということなんです、いずれも昨今で言いますと町役場の庁舎の新築がございまして、財調などから当然取り崩しての支出がありますので、この何年間では支出が伸びてございます。そのために財調の方については、できれば5億は欲しいところだということではあります、一旦それを割り込んだ形にはなっておりますが、先ほどから申し上げておりますとおり、ローリング計画の中で計画的に事業を執行して、そちらの資金についても確保していくという計画で、今後進めていくということに変わりはありません。

あと将来の負担に備えて、いわゆる基金残高、一般家庭に置き換えれば、いわゆる定期貯金のようなものはきちんと確保して近い将来の大きな支出に備えていくということ、自主的に増額をしていきますので、そういった準備もしているということでご理解頂ければありがたいというふうに思っております。

最後に町債の残高の方なんです、一般質問の答弁の中でもお答えしたとおり、一時的にはどうしても積極的に投資を進めていく必要があるというふうに思っております。全体的な流れで言いますと少子高齢化が進むとどういうことが起きるか、もう何度かお話をさせていただいているのでご理解いただけたらと思っておりますが、財源が乏しくなっていく時代というのは日本全国変わりありません。企業がよほど外貨を稼いで豊かにならない限り財政は先細りであります。そのために我々も体質改善をしていかなくちやいけないということでもあります。そのために町の方のご協力を頂いて助け合い事業なども町としてできることは十分やっているつもりであります、そのほかにも投資はしなくちやいけない。冒頭大型事業に対することについては基本的には賛成であるというお言葉頂いておりますが、今回の例えばモンベルのようなものについては、新しい形の企業誘致であるというふうに思っております。

三春町では長年投資的な行動が少なかったのではないかとというのは、たしか昨年監査の中でご指摘を頂いております。財政引締めのためかなり事業を絞ってきたということではあります、従来の事業を守っているだけでは、じり貧になっていくだけであります。どこかで切り替えて投資的に働きかけていかないと将来の歳入は先細りになりますので、今回、町で考えたのはモンベルを誘致して間接的に農業あるいは商業、工業などの波及効果を狙って三春町に人を誘導して、いわゆる外貨を稼いでいこう、その基本をつくっていこうということで計画しております。

したがいまして、モンベルが来て次の年から町財政が豊かになるかと、そういった分かりやすいことではございません。何年かしたら全体的に税収が上がったというのが目標とする成功の姿であります。そのために今回大型の投資ということで十分な事前調査をした上でモ

ンベルと今話を進めているところであります。

もう一点の認定こども園については、スタートは待機児童だったと思います。それからスタートして将来予測をすると、一時的に増えたとしても将来は先細りになるのではないかとというお話を頂いております。それを踏まえて認定こども園という形に落ち着いたという経緯をたどっております。

これも運営方法については、委託でやる方法と直営でやる方法がございます。直営でやる方法を三春町は選びました。第1保育所、第2保育所は民営、いわゆる指定管理者でやっていただいておりますが、三春町は0歳から18歳まで一貫して簡単に言うと郷土愛にあふれた子どもを育てていって、将来の町民を確保したいということでスタートしております。

こういった面で見ますと、指定管理者による運営は非常に効率的ではあります。ただ、町の意向が必ずしもダイレクトに伝わるかという部分については若干課題もございます。そういった部分では直営の職員で機動的に、そして精神的な保育などを取り組んで三春町の保育に対する魅力を大幅に向上して、そのものを小学校教育、中学校教育、強いては高校教育のほうに結んで一貫した教育の流れをつくりたい、そういった人材養成もやりたい。

そういう意味では物心両方の大型事業2つ抱えているということになります。その判断はかなり難しいんではありますが、先ほど言った財政改革からはみ出すことのないよう、議会の審査をその都度仰ぎまして、ぜひとも軌道に乗せていきたいというふうに考えてございます。

そのためには、やはり議会の皆様あるいは町民の皆様のご理解とご支援がぜひとも必要であります。きちんとした説明を今後とも続けて参りますので、今回久しぶりといいますか大型の投資事業に財政を投入していこうということでもあります。一時的に財政が悪化するということは今お話ししたとおりであります。こういったことについても後日これっきりには報告を終わらないで、その都度今こういった状況ですというふうのをお知らせしながら、確実に成長路線の方に結びつけていきたいと、以上のように考えております。

○議長 質問があればこれを許します。

影山初吉議員。

○15番（影山初吉議員） 丁寧な答弁を頂きました。内容はごもつともだと思います。

ただ、問題は計画どおりにいけば問題ないんです。問題は岩江こども園、約10億でスタートしようとしていますが、この前の説明では15億ぐらいかかるんだよと、物価高騰であつという間に5億円も上がるんです。こういう財政下の中で本当に決められたとおりの内容でいくんだろうか。

あとは、先ほどもお話ししましたが、7年度までの中期財政計画、これで基金残高35億あったものを10億使って残るのは25億だよと。財政調整基金は10億あったのを6億使って4億しか残らないよと。こういうことで、8年度以降は本当に先細りでどうしようもなくなるんじゃないかと。私が将来に負の遺産を残さずというのは、町の借金だけではないと思うんです。

まず廃校になった学校の解体、旧三春中学校のプールの跡地を平場に返すと、こういった事業がいっぱい残ると思うんです。これは負の遺産だと思うんです、将来に残すんですから。こういう中で取り組むことは取り組むと。当然議会としても応援したい。ただ、そのためには歳入が見込めないんだから歳出は増えてくると、こういうことです。だから、一生懸命やっぱり歳入を増やす段取り、今言ったみたいなモンベル誘致などで活性化を図って、少しでも自主財源の確保をしたいと。これは当然であります。

その中で加えて、ちょっと余談になるんですが、この間、秋田県と山形県に議会全員で研修に行ってきました。秋田の美郷町、大体人口・世帯数とも三春町とそう変わらない、少し多いのかな。そういう中で美郷町の年間予算が１３８億円、その中で地方交付税が６１億円なんです。山形県の庄内町、ここも人口・世帯数とも大体同じであります、ここは年間予算１３０億円、地方交付税が４５億円であります。

町の予算は、令和３年度は９５億円ぐらいだったと思うんですが、その中で地方交付税は２０数億円だったと思うんですが、その中で私質問して、「美郷町でなぜ地方交付税が６１億円も入るんですか」と。「雪国だからですか」と聞いたら、その議長さんが、「いや、こっちが頑張ってるんだ」という話なんです。私は町長の力でこんな予算引っ張れるはずはないと思うんですが、そういう予算編成を人の力で、こんなに増やせるもの何だかその辺も加えて質問します。

以上です。

○議長 当局の答弁を求めます。

坂本町長。

○町長 失礼しました。少し確認の時間を頂きました。

まず、後段の秋田県の実例地の税収についてであります。交付税の算定基準というのは、全国共通でありますので、普通交付税は、ある意味機械的に判定されると。あとは地域の事情に応じて特別交付税という制度もございます、恐らくなんですが、推計になりますけれども、美郷、庄内については豪雪地帯でありますので、普通の自治体に比べるとその費用がかさむということで、多く入っているのではないかと。町長の力量次第ではないということをお願いしたいと思うんですが、そういった需要が、地域の特殊事情を勘案して交付税は増額されますので、その一環ではなかろうかというふうに思っております。

あと、先ほど認定こども園、１０億が１５億になったのではないかと、そういったものを含めてローリング計画というのは作らないと破綻します。当然想定以上に増えてしまった場合は何かの事業を諦めなくてはいけない、これは厳然たる事実でありますので、そういうふうにならないように最新の情報といいますか、そういった物価上昇率など今後推移を非常に注意深く見ながら、一つ一つ慎重に事業を進めていきたいというふうに思っております。

今回あまりにもを通して大型事業が諦めざるを得なくなるといった最悪の事態はぜひとも避けたいというふうに思っております。一方では財政、ご指摘のとおり借入残高、いわゆる貯金の残額、いずれも十分に注意をしながら運営をしていきたいということでもあります。

数値的なお話ではかなり変動する部分もございますので、またそういった時間を頂ければ、丁寧に意見交換をさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長 質問があればこれを許します。

(ありませんの声あり)

○議長 以上で、１５番影山初吉議員の質問を終結します。

…………… 散会宣言 ……………

○議長 これにて、一般質問を終結します。

以上で、本日の日程は全て終了しましたので、散会します。ご苦労さまでした。

(午前１１時５９分)

令和4年12月8日（木曜日）

1 出席議員は次のとおりである。

1 番 本 田 忠 良	2 番 橋 本 善 次	4 番 新 田 信 二
5 番 山 崎 ふじ子	6 番 鈴 木 利 一	7 番 佐 藤 一 八
8 番 三 瓶 文 博	9 番 松 村 妙 子	10 番 篠 崎 聡
11 番 佐久間 正 俊	12 番 橋 本 善一郎	13 番 影 山 常 光
15 番 影 山 初 吉	16 番 佐 藤 弘	

2 職務のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

事 務 局 長	永 山 晋	書記	橋 本 和 宜
---------	-------	----	---------

3 地方自治法第 121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。

町 長	坂 本 浩 之
副 町 長	伊 藤 朗

総 務 課 長	宮 本 久 功	財 務 課 長	菊 田 誠 子
企 画 政 策 課 長	渡 辺 淳	住 民 課 長	佐久間 島 宏
税 務 会 計 課 長	荒 井 公 秀	保 健 福 祉 課 長	佐久間 美代子
子 育 て 支 援 課 長	影 山 清 夫	産 業 課 長	鳴 原 健 二
建 設 課 長	新 野 恭 朗	企 業 局 長	大 内 広 三
教 育 長	添 田 直 彦	教 育 次 長 兼 教 育 課 長	藤 井 康
生 涯 学 習 課 長	遠 藤 晃		

農 業 委 員 会 会 長	橋 本 正 亀
---------------	---------

代 表 監 査 委 員	鈴 木 輝 夫
-------------	---------

4 議事日程は次のとおりである。

議事日程 令和4年12月8日（木曜日） 午後2時00分開議

第1 諸般の報告

第2 付託陳情事件の委員長報告並びに審議

第3 付託議案の委員長報告並びに質疑

第4 議案の審議

議案第61号 三春町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第63号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第 66 号 三春町子育て支援助成金条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 67 号 三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 68 号 令和 4 年度三春町一般会計補正予算（第 6 号）について

議案第 69 号 令和 4 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

議案第 70 号 令和 4 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 71 号 令和 4 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 72 号 令和 4 年度三春町病院事業会計補正予算（第 3 号）について

議案第 73 号 令和 4 年度三春町下水道事業等会計補正予算（第 1 号）について

《議員提出議案》

発議第 8 号 「刑事訴訟法の再審規定」の改定を求める意見書の提出について

5 会議次第は次のとおりである。

（開議 午後 2 時 00 分）

…………… 開議宣言 ……………

○議長 ご苦労様です。

傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定いただくよう、お願いいたします。

ただ今出席している議員は 14 名です。したがって、地方自治法第 113 条に規定する定足数に達しており、会議は成立しました。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

…………… 諸般の報告 ……………

○議長 日程第 1、諸般の報告をします。地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき、本日の執行側からの出席者は、掲載してある届出の写しのとおりであり、議場の席次については、掲載してある議場席次図のとおりです。

…………… 付託陳情事件の委員長報告並びに審議 ……………

○議長 日程第 2 により、付託陳情事件の委員長報告並びに審議を行います。

付託陳情事件の委員長報告を求めます。陳情第 6 号「国に対し『刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書』の提出を求める陳情書」について。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が定例会 12 月会議において付託を受けた陳情事件について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査については、12 月 5 日、第 1 委員会室において開会いたしました。

陳情第 6 号 国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める陳情書

陳 情 者 三春町桜ヶ丘四丁目 2－15

日本国民救援会福島本部郡山支部

塚原 寿

本陳情は、次の事項を内容とする意見書の提出を求めるものであります。

陳情事項

1 再審における警察・検察が持つ証拠の全面開示をすること。

2 再審開始決定に対する検察の不服申し立てがいたずらに行われることの内容に制限を加えること。

以上について、参考人の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、本陳情については、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

以上で討論を終結します。

陳情第6号「国に対し『刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書』の提出を求める陳情書」について採決します。

○議長 お諮りします。本陳情はただ今の委員長報告のとおり、採択することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

…………… 付託議案の委員長報告並びに質疑 ……………

○議長 日程第3により、付託議案の委員長報告並びに質疑を行います。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 総務常任委員会が本会議において付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は12月1日に日程設定を行い、12月5日、7日及び8日の4日間、第1委員会室において開会し、12月7日には現地調査も行いました。

議案第61号 三春町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第62号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

以上5案について、総務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第68号 令和4年度三春町一般会計補正予算（第6号）について

財務課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で総務常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 経済建設常任委員会委員長。

○経済建設常任委員長 経済建設常任委員会が本会議において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は12月1日に日程設定を行い、12月5日、7日及び8日の4日間、第4委員会室において開会し、12月5日には現地調査も行いました。

議案第73号 令和4年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について

企業局長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第68号 令和4年度三春町一般会計補正予算（第6号）について

建設課長及び産業課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、経済建設常任委員会の報告といたします。

○議長 ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

以上で経済建設常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

○議長 文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長 文教厚生常任委員会が定例会12月会議において、付託を受けた議案について、その審査の経過と結果について報告いたします。

なお、本委員会は、12月1日に日程設定を行い、12月5日、6日、7日及び8日の5日間、第3委員会室において開会いたしました。

議案第66号 三春町子育て支援助成金条例の一部を改正する条例の制定について

子育て支援課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第67号 三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 令和4年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第71号 令和4年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について

以上3案について、住民課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第68号 令和4年度三春町一般会計補正予算（第6号）について

生涯学習課長、住民課長、子育て支援課長、教育課長及び保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、所管に係る事項について、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第70号 令和4年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第72号 令和4年度三春町病院事業会計補正予算（第3号）について

以上2案について、保健福祉課長の出席を求め、本案に関する詳細な説明を受けました。慎重に審査いたしました結果、全員一致、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教厚生常任委員会の報告といたします。

○議長　ただ今の委員長報告に質疑があれば、これを許します。

（なしの声あり）

○議長　質疑なしと認めます。

以上で文教厚生常任委員会委員長報告に対する質疑を終結します。

……………・・　議案の審議　・・……………

○議長　日程第４により、議案の審議を行います。

議案第６１号「三春町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより、議案第６１号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第６２号「議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより、議案第６２号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第６３号「町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより、議案第６３号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長　異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第６４号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これより、議案第６４号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第65号「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第65号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第66号「三春町子育て支援助成金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第66号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第67号「三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第67号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第68号「令和4年度三春町一般会計補正予算(第6号)について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第68号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第69号「令和4年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第69号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第70号「令和4年度三春町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第70号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第71号「令和4年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第71号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第72号「令和4年度三春町病院事業会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第72号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第73号「令和4年度三春町下水道事業等会計補正予算（第1号）について」を議題

とします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第73号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長 お諮りします。

ただいま、総務常任委員会委員長より、発議第8号『刑事訴訟法の再審規定』の改定を求める意見書の提出について」が提出されました。

この際、日程に追加して議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって、発議第8号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議案書を掲載しますので、少々お待ち願います。議案書は確認できましたか。

発議第8号『刑事訴訟法の再審規定』の改定を求める意見書の提出について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長 発議第8号『刑事訴訟法の再審規定』の改定を求める意見書の提出について」。

地方自治法第99条の規定により、「刑事訴訟法の再審規定」の改定を求める意見書を、掲載のとおり関係機関に提出するものとする。

令和4年12月8日提出

提出者 三春町議会総務常任委員会委員長 鈴木利一

意見書の内容並びに提出先等につきましては、タブレットに掲載いたしました意見書のとおりであります。

令和4年12月8日 三春町議会議長 佐藤弘

以上、提出するものであります。

ご審議のうえ、可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 ただいまの説明に対する質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 討論なしと認めます。これより、発議第8号を採決します。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

..... ● ● 町長挨拶 ● ●

○議長 定例会 1 2 月会議に付された事件は、すべて終了しました。

ここで町長より発言があれば、これを許します。

坂本町長。

○町長 ただいま、全議案可決承認いただきまして、本当にありがとうございます。振り返ってみますと、今年もコロナの影響を受けた事業が圧倒的に多かったわけですが、飲食を除けば、ほぼ例年どおりに近づいてきたというのが実感であります。と同時に、生活の困窮度合いが少しずつ上がっているのかなということは、やはり敏感に感じていかなくちゃいけないというふうに思っております。

現在、来年度予算の編成作業の真っ最中ではありますが、これに取り組むにあたって、職員に伝えているのは2つあります。1つは、町行政が提供する行政サービスの品質を上げてください。品質の向上。もう一点が、生産性を上げてくださいというふうな2つの点を指示しております。品質の向上というのは、町行政が町民の人に付き合わせるような昔風のやり方でやるのではなくて、どちらかといえば先取りで取り組めるように、体質を変えてほしいという気持ちで現れております。

もう一つ、生産性の向上については、IT費、或いはAI機器がコロナ関係でかなり導入されております。それを有益化を進めて、今まで3人でやっていたものを2人でできるようにする。或いはもっと減らすようにするということと同時に、困っている町民の方に対してどういう政策が立案できるか、そういった時間を確保する、そのためにも生産性を上げなくちゃいけないということでもあります。

町としては、今回、一般質問でもいただきましたけども、認定こども園の建設、或いはモンベルに関してはアウトドアのアクティビティ施設、大型事業が続いております。こういったものも当然、町のためにはなるものということで進めておりますが一方では、困っている事情に寄り添える、そういった共感できる町職員であってほしいというふうに思っておりますし、そういった行政を目指していきたいというふうに思っております。

今回様々のご意見をいただいたものを十分行政に活かしながら、また来年度に向けて進めていきたいというふうに思っております。今年度も後四半期残っております。積み残しのないように、町民生活に不便をきたさないように、頑張っていきたいと思いますので今までどおり、ご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

なお、今年は今回の定例会議で終わりとなります。来週から特別に寒気団が南下してくるそうありますので、十分お体に気をつけていただきまして、良い年をお迎えいただきたいというふうに思います。今回はどうもありがとうございました。

..... ● ● 散会宣言 ● ●

○議長 これをもって、令和4年三春町議会定例会 1 2 月会議を散会します。ご苦勞様でした。

(閉会 午後 2時27分)

上記、会議の経過を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年12月8日

福島県田村郡三春町議会

議 長 佐 藤 弘

署 名 議 員 佐 藤 一 八

署 名 議 員 三 瓶 文 博

議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	採決	議決の状況
議案第 6 1 号	三春町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 6 2 号	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 6 3 号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 6 4 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 6 5 号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 6 6 号	三春町子育て支援助成金条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 6 7 号	三春町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について	全 員	原案可決
議案第 6 8 号	令和 4 年度三春町一般会計補正予算（第 6 号）について	全 員	原案可決
議案第 6 9 号	令和 4 年度三春町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	全 員	原案可決
議案第 7 0 号	令和 4 年度三春町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	全 員	原案可決
議案第 7 1 号	令和 4 年度三春町町営バス事業特別会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
議案第 7 2 号	令和 4 年度三春町病院事業会計補正予算（第 3 号）について	全 員	原案可決
議案第 7 3 号	令和 4 年度三春町下水道事業等会計補正予算（第 1 号）について	全 員	原案可決
発議第 8 号	「刑事訴訟法の再審規定」の改定を求める意見書の提出について	全 員	原案可決